

打合せ確認欄		
総括監督員	主任監督員	監 督 員

公益財団法人しまね農業振興公社土木工事仕様書

文書番号 島農公第209号

照 合	課長	照合者
--------	----	-----

工 事 名	平成30年度隠岐島前Ⅱ地区 草地畜産基盤整備事業 海士町放牧場整備工事				
工事場所	隠岐郡海士町地内				
工事種別	一般土木工事		建設工事の種類	土木一式工事	
契約の方法及び条件	契 約 方 法	簡易型一般競争入札			
	入 札 場 所	松江市黒田町432番地1 公益財団法人しまね農業振興公社会議室			
	入 札 日 時	平成30年10月9日 10時30分			
	入札保証金	島根県会計規則第61条の2第3号の規定により免除します。			
	契約保証金	契約金額の10/100以上とする。			
	前 払 金	有・無			
	部 分 払 (注2)	工事中3回以内とします。			
	最低制限価格	設ける。	その他の 条件	(1) 郵便入札とします。 (2) 入札回数は1回とし、再度入札は行わない。	
	完 成 期 日	平成31年 3月20日限り			
	現 場 説 明	実施しない。			
契約の内容	区 分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日	請負金額 円
	当 初 契 約	・ ・	・ ・	・ ・	
	変 更 契 約	・ ・	・ ・	・ ・	
	変 更 契 約	・ ・	・ ・	・ ・	
	請 負 者 住 所 ・ 氏 名	住所		商号又は名称	
監督職員	総括監督員		主任監督員		監 督 員
記 事	(注1) 建設リサイクル法対象の有無 有 (注2) 入札に参加しようとする者の間に別紙に示す資本関係又は人的関係がないこと。 (注3) 請負代金額の額が300万円以上の工事においては、請負者は中間前金によるか契約締結時に選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとします。 (注4) 専任技術者の配置について (1) 請負代金の額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。 (2) 入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注したことによって専任技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札辞退届を提出すること。 (3) 落札後において、専任技術者の重複等によって専任技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得ること。また、契約後であれば契約を解除することもあり得る。 (注5) 本工事を落札した場合は、別に定める様式により、配置する専任技術者を記した技術者専任の誓約書を提出すること。				

1. 特許権利等の対象となっている施行方法の指定（第8条）
なし
2. 監督職員を2人以上置く場合のそれぞれの監督職員の有する権限内容（第9条第2項）
なし
3. 中等を超える品質を必要とする工事材料（第13条第1項）
なし
4. 監督職員の検査を受けて使用すべき工事材料の指定（第13条第2項）
なし
5. 監督職員の立会のうえ調査すべき工事材料の指定（第14条第1項）
なし
6. 調査について見本検査を受けるべき工事材料の指定（第14条第1項）
なし
7. 監督職員の立会のうえ施工すべき工事の指定（第14条第2項）
なし
8. 見本又は工事写真等の記録を整備すべき工事材料の調査又は工事の施工（第14条第3項）
なし
9. 支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期（第15条第1項）
なし
不要となった支給材料又は貸与品の返還方法（第15条第9項）
なし
支給材料の使用方法（第15条第11項）
なし
10. 工事の施工上必要な用地で発注者が確保するものの指定（第16条第1項）
なし
11. 部分払の対象とする工事材料及び工場製品の指定（第38条第1項）
なし
12. 部分引渡しを受ける部分の指定（第39条第1項）
なし
13. 火災保険その他の保険に付さなければならないもの（第51条第1項）
なし

(別紙)

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

- ① 資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が請更正会社又は再生手続が存続中の場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ③ その他の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

工事特記仕様書

この工事の施工に当たっては島根県農林水産部・土木部の「島根県公共工事共通仕様書」（平成15年3月28日島根県告示第323号）によるもののほか、この特記仕様書によるものとする。

なお、「見積参考資料」、「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は「設計図書」とはならない。よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、請負者の責任において定めるものとする。

第1条 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から平成31年3月20日までとする。なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第2条 特記事項

この工事は、以下に掲げる事項の対象となっているので、該当する条項を遵守すること。なお、公共事業労務費調査、諸経費動向調査及び機械施工積算合理化調査については「島根県公共工事共通仕様書」I-1-15調査・試験に対する協力によること。

1. 仮設備、安全施設、営繕施設に係るイメージアップ。
2. 建設副産物実態調査
3. 施工形態動向調査（モニタリング調査）
4. 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の作成
（「建設リサイクルデータ統合システム－CREDAS－」にて作成すること）
5. 木材利用状況書の作成
6. ※必要なもの以外は削除すること。

第3条 下請人の通知

1. 請負金額にかかわらず、すべての下請負人について下請負人通知書により発注者に提出すること。
通知書は、下請に関して決定後（下請けを使わないこととした場合を含む。）直ちに提出すること。また、提出した下請負人通知書の記載内容に変更があった場合は、その都度速やかに提出すること。
2. 請負者は下請負人については県内に主たる営業所を有する者を使用するように努めなければならない。
注1 下請負人通知書「4 下請請負人の状況」については、2次下請以降もすべて記入すると。
注2 それぞれの契約書等の写しを添付すること。
注3 下請負人がいない場合でも、その旨記入し、提出すること。

第4条 暴力団等による不当介入の排除対策

1. 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれのある団体、又はその構成員、もしくはこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督職員にその旨を速やかに報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
2. この場合において、工事等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督職員に協議すること。

第5条 現場の災害防止対策

1. 請負者は現場の安全に万全を期すこと。
2. 道路工事等、交通保安上の措置を施さなければならない工事は、「道路工事保安施設記録簿（別添）」を監督職員へ提出すること。

第6条 安全対策

本工事は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等（以下『雪崩等』という。）」の到達するおそれのある現場であるので、下記の事項に留意すること。

1. 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討すること。
2. 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議を行うこと。
3. 安全対策に資する資料及び安全対策費（安全費）に関しては、別記4「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によること。
4. 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
5. 雪崩等の危険が相当期間続くと予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策費等を協議する。
6. 工事完成届けを発注者に通知してから工事目的物の引き渡しをするまでの間に雪崩等への対応が必要と判断した場合は、島根県公共工事請負契約約款第55条に基づく協議を行うこと。

第7条 流水の汚濁対策

河川工事等により流水の汚濁が予想される場合は、水質汚濁防止法を遵守し、汚濁の量、期間が最小限となるよう努めなければならない。

第8条 内水面漁業

河川等の工事において内水面漁業者の権利を侵害する恐れのある場合は、下記の事項に留意すること。

1. 請負者は、契約締結後、直ちに漁業協同組合等と別記様式により協議を行うこと。
2. 請負者は前項の協議において現地協議を求められたときは、速やかにこれに応ずること。
3. 請負者は、前項の協議が整ったときは確約書を取り交わすこと。
4. 請負者は、第1項又は第2項の協議が整ったときは、その旨監督職員に報告し、確認を得ること。
5. 請負者は、第1項又は第2項の協議が不調に終わったときは、その旨監督職員に報告し、指示を受けること。

第9条 建設発生土の利用又は搬出

工事に使用する土砂の取り扱い及び工事の施工に伴い発生する土砂の取り扱いについて、別記1「建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書」に定めのある場合はこれによること。

第10条 建設廃棄物の処理

1. 建設廃棄物の処理に関しては、別記2「建設廃棄物の処理に関する特記仕様書」によること。
2. 本工事が第2条第4項の対象（ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事）となっている場合は、「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」（島根県公共工事共通仕様書様式集様式54，55号：「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」にて作成すること）を作成し、施工計画書に添付すること。

また、建設工事完了後には、その実施状況の記録（実施書）を監督職員に提出するとともに、1年間保存すること。

ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書を作成する工事	再生資源利用促進計画書を作成する工事
次のいずれかに該当する建設資材を搬入する。 建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000 m ³ 以上 2. 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する。 建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000 m ³ 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材 } 合計 200 t 以上

※資源有効利用促進法（ラージリサイクル法）により、元請業者は一定規模以上の建設資材を搬

入する工事については「再生資源利用計画書」を、一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事については「再生資源利用促進計画」を作成することが義務つけられている。

3. 建設廃棄物の処理を行う場合は、「建設廃棄物処理計画書」（様式一3）を作成し、施工計画書に添付すること。なお、「再生資源利用促進計画」（様式第55号）を作成している場合は、「建設廃棄物処理計画書」を兼ねることができるものとする。
4. 本工事で発生する建設廃棄物のうち、島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（島根県産業廃棄物減量税）が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事では島根県産業廃棄物減量税相当額を見込んでいる。

第11条 再生資源の使用

工事用資材のうち再生資材を使用するものについては、別記3「再生資材等の使用に関する特記仕様書」によること。

第12条 寒中コンクリート

寒冷期に打設するコンクリートにあつて、「島根県公共工事共通仕様書」5-6-4 第1項により特殊養生を行う場合は監督職員と協議すること。この場合一般養生と特殊養生は図面で区分し、数量が確認できる資料を作成すること。

第13条 埋設物の確認

請負者は、埋設物（電話ケーブル、水道管、ガス管等）の埋設が予想される場所で工事を施工しようとするときは、施工に先立ちあらかじめその埋設管の管理者及び関係機関と協議しなければならない。

第14条 建設副産物実態調査

本工事が第2条第3項「建設副産物実態調査」の対象となっている場合は、監督職員と協議の上調査に協力すること。また、工期経過後においても同様とする。

第15条 施工形態動向調査（モニタリング調査）

本工事が第2条第3項「施工形態動向調査」の対象工事となっている場合は、その調査に協力すること。また、工期経過後においても同様とする。

第16条 低騒音・低振動型建設機械の使用

騒音規制法第3条の規定に基づき定められた地域（昭和62年3月17日付け島根県告示第312号）において使用する建設機械については、建設省が定めた「低騒音型・低振動建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を用いること。

なお、規制地域を表示した図面は、島根県環境生活部環境政策課、関係健康福祉センター及び関係市役所に備え置いてある。

第17条 建設機械の排出ガス対策

トンネル坑内で使用する建設機械のうち、下記にあげる7種類については、建設省が指定した「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」を使用すること。

機 種	備 考
バックホウ トラクタショベル 大型ブレーカー コンクリート吹付機 ドリルジャンボ ダンプトラック トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

第18条 の2 建設機械の排出ガス対策（一般建設機械）

1. 本工事（仮設工事含む）において以下に示す建設機械を使用する場合の工事費積算は、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号 最終改訂平成14年4月1日付け国総施第225号）に基づき国土交通省で指定された建設機械の使用を標準としている。なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなす。

機 種	備 考
1. バックホウ 2. ホイールローダ 3. ブルドーザ 4. 発動発電機（可搬式） 5. 空気圧縮機（可搬式） 6. 油圧ユニット類 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの： 油圧ハンマ・バイブロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバーサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機 7. ローラ類 [ロドローラ・タイヤローラ・振動ローラ] ラフテレーンクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械を対象とする。

2. 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（島根県公共工事共通仕様書1-1-6 施工計画書（5）指定機械）の中で、（1）機種、（2）メーカー名、（3）形式、（4）台数、（5）使用工種等を記載するものとする。
なお、特に理由があって排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、当該機種に設計変更する。

第19条 運搬車両に関する留意事項

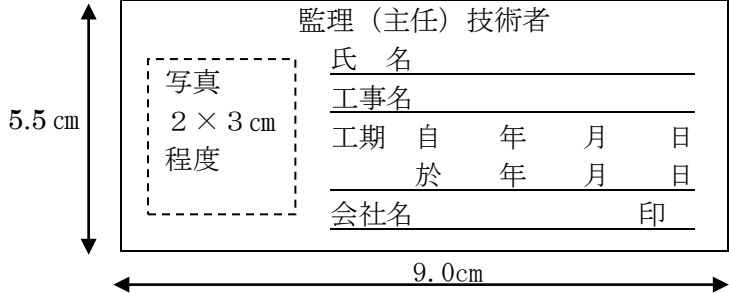
- （1） 工事用資材等の積載超過のないようにすること。
- （2） 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- （3） ダンプカーのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。

第20条 施工体制台帳について

元請けの監理・主任技術者及び下請業者の主任技術者の顔写真を施工体制台帳に添付するものとする。

第21条 現場における主任技術者等の確認のための措置について

請負者は工事現場内において、監理技術者、主任技術者（下請けを含む）に氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用するものとする。



第22条 建設リサイクル法について

本工事は建設リサイクル法に基づく対象建設工事であるため、別記6「建設リサイクル法に関する

特記仕様書」によること。

第23条 土木コンクリート構造物の品質確保について

本工事にて施工するコンクリート構造物が下記に該当している場合は、テストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ発生状況の調査を実施し調査結果を監督職員に提出すること。なお、調査頻度、測定方法、調査方法、調査票は監督職員の指示によること。

1. 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く）
2. 内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類（プレキャスト製品は除く）
3. 橋梁下部工・上部工（PC橋は除く）
4. トンネル
5. 高さ3m以上の堰・水門・樋門

第24条 県産木材利用の推進について

請負者は、「公共部門における木材利用行動計画」（平成17年4月島根県策定）に基づき公共工事での県産木材の着実な使用を確保するため、本工事で整備する土木構造物（仮設構造物含む）において積極的に県産木材を使用するよう努めるものとする。

なお、本工事は、別記7「木製構造物の施工に関する特記仕様書」に示す木材利用量を見込んでいる。

第25条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに別添様式により提出することができる。

第26条 枠組み足場について

本工事で設置する枠組足場「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省策定）」に基づく働きやすい安心感のある足場として、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

第27条 事故報告について

【農業農村・森林整備】

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報しなければならない。

第28条 工法毎の遵守すべき事項

本工事における工法の遵守すべき事項は以下のとおりとする。

1. 路盤工
 - a) 路盤材料は、以下のとおりとする。
 - ・ 下層路盤：クラッシャーラン C-40
 - ・ 上層路盤：粒度調整碎石 M-40
 - b) 共通仕様書1-1-2 監督職員による検査（破壊を含む）及び立会等の表1-1 段階確認一覧の舗装工に（上層路盤）を追加する。
2. 舗装工
 - a) 基準密度は以下のとおりとする。
 - 2. 350 t/㎡
 - b) 瀝青材料の散布量は下表の数量以上とする。

(100㎡当たり)

種 別	単 位	数 量
-----	-----	-----

タックコート	リツ トル	4 3
プライムコート	〃	1 2 6

3. コンクリート工

- a) コンクリートの施工は、共通仕様書第1編第5章「無筋、鉄筋コンクリート」の規定に準ずるほか、原則として生コンクリートを使用し、特に指定しない限り下記のとおりとする。

適用区分	標準品 特注品 の区分	呼び強度 (N/mm ²)	骨材の 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメン ト比 (%以下)	セメント の種類
均しコンクリート	標準品	1 8	4 0	8	6 0	高炉 B
無筋構造物（重力壁等マ ッシブな物）	標準品	1 8	4 0	8	6 0	高炉 B
無筋構造物（小型構造物 及び胴込コンクリート）	標準品	1 8	4 0	8	6 0	高炉 B
練積ブロックの調整部分	標準品	1 8	4 0	8	6 0	高炉 B
鉄筋構造物	標準品	2 4	2 0	8	5 5	高炉 B
排水溝等の接合、曲線部	標準品	1 8	4 0	8	6 0	高炉 B

注1) 空気量は、4. 5 ± 1. 5 %の範囲内とする。

- b) モルタルの仕様は下記を標準とする。

配合区分	普通ポルトラン ドセメント (t)	砂 (m ³)
1 : 2	0. 7 2	0. 9 5
1 : 3	0. 5 3	1. 0 5

第29条 野草地整備改良

1. 一 般

工事施工にあたっては、目的を十分理解し設計図書等熟読のうえこれを遵守して実施するほか、細部については監督員の指示に従うものとする。工事施工場所への進入及び工事施工地内での仮設工事等を行う場合は請負者の責任において行い、原形復旧を確実にすること。これに伴い関係法令等に基づく手続きが必要な場合は、着手前に関係機関との協議を行い請負者の責任において行うこと。

2. 施 工

1) 調 査

伐採範囲は設計図書に示すとおりとするが、事前に設計図書及び関係資料等を基に現地調査を行い伐採範囲の確認を行うこと。

2) 日陰林、用材木の残置について

今回の業務の目的は放牧場の建設であり、放牧場内に枝張り等の良い樹木を利用した日陰林及び用材木を残す必要がある。このため伐採作業にあたり日陰木となりうる適当な樹木を残置すること。また、用材木の大小に関わらず残置すること。

3) 刈払い

施工にあたっては、安全衛生教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2に掲げるチェンソー取扱業務並びに刈払機取扱作業に関する教育に限る。）を受けた者が施行すること。

刈払いは地際で刈払うこと。なお、切り口が水平となるよう施工すること。

なお、伐採区域の植生調査を対象地の概ね5 %について実施すること。

4) 集 積

集積時において、作業後に行う目的を十分把握して丁寧に行うこと。集積方法は牛の放牧、牧草の繁茂に支障の無い場所及び伐根作業に支障の無い場所に集積する。なお、この場合集積

幅は2～3m幅とし、集積帯と集積帯の間隔は5～10mとする。

- ① 止のため木杭、竹串等を用いて押さえを行なう。
- ② 施工管理のため、集積箇所の1箇所当たりの長さ、幅、面積を集計し、施工図を作成する。

5) 野芝植付工

- (1) 野芝は、現場近接地において採取、運搬し、1㎡当たり25㎢を植え付ける。
植付に際しては、均等間隔とし、地山部分に植え付ける。

3. 管理報告

作業が完了した場合は、次の書類を提出こと。

- ・ 伐採及び処理等を行った立木の数量一覧表
- ・ 作業着手前及び作業完了後の状況写真
- ・ 各作業の状況写真
- ・ 集積状況確認資料
- ・ その他

第30条 隔障物整備

1. 一般

施工にあたっては、目的を十分理解し設計図書等熟読のうえこれを遵守して実施するほか、細部については監督員の指示に従うものとする。

2. 材料

- 1) 主柱・支柱及び馬栓棒式扉は鋼製製品(亜鉛メッキ)で、次の仕様のものを使用するものとする。

主柱 L=1,800

- 2) 架線に使用する有刺鉄線は高張力鋼線1.6mmを使用するものとする。
- 3) 使用にあたっては、材料の承認願いを提出し承認を受けた後施工するものとする。

3. 施工

- 1) 工事施工にあたっては、施工位置において2m幅での刈払を行い工事施工するものとする。(但し隔障物内において放牧林地整備を行う場合はこのかぎりでない。)
- 2) 隔障物の施工にあたっては下記のとおりとする。
外柵 - 主柱間隔2.00m架線4段(有刺高張力鋼線)張
- 3) 主柱の打ち込みにあたっては、垂直に所定の根入れまで打ち込むこと。なお、塗装のはげ等についてはサビの原因となるため十分に注意し施工するものとする。
- 4) 架線にあたっては、弛みのないよう注意し施工するものとする。

4. 監理報告

作業が完了した場合は、次の書類を提出こと。

- ・ 作業着手前及び作業完了後の状況写真
- ・ 各作業の状況写真
- ・ 設置場所を確定した図面及び延長調書等
- ・ その他

別 記

- 別記 1 ~~建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書~~
- 別記 2 建設廃棄物の処理に関する特記仕様書
- 別記 3 再生資材等の仕様に関する特記仕様書
- 別記 4 ~~土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書~~
- 別記 5 ~~異取り補償立木の伐採に関する特記仕様書~~
- 別記 6 建設リサイクル法に関する特記仕様書
- 別記 7 ~~木製構造物の施工に関する特記仕様書~~
- 別記 8 ~~境界杭等の設置に関する特記仕様書~~
- 別記 9 ~~多段式かごマット工に関する特記仕様書~~
- 別記 10 ~~河川護岸用吸出し防止材に関する特記仕様書~~

建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1. 建設廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づいて行うこと。
2. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託し、書面で委託契約を締結すること。
また、工事完成時に委託契約書の写しを提出すること。
3. 建設廃棄物が適正に処理されたことをマニフェストにより確認し、処理完了後に廃棄物処理法で義務付けられているマニフェスト（D票及びE票）の写しを提出すること。
4. 請負者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
5. 建設廃棄物に処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
6. 本工事の施工に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出すること。
また、本工事の施工に伴い発生した木材（伐木・除根材を含む）を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の①及び②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。
 - ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合。
 - ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合。
7. 本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。
なお、下表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合など、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、請負者の責による場合はこの限りではない。

廃棄物処理施設

建設副産物の種類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生材木	その他（ ）
① 受入場所				
② 受入時間帯	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄
③ 受入費用				
④ 仮置き等				
⑤ 受入条件		最大粒径 cm程度		
備考				

8. 建設発生木材の運搬処理について
 - ① 運搬処理計画について

本工事に伴い発生する木材（伐木、除根材を含む）の運搬処理は、ダンプトラック ____ t ____ 台により運搬し、処理量 ____ m³（t）とし、運搬車量は仮定規格、運搬処理量は概算量として見込んでいる。

このため、請負者は、着手前に使用できる運搬車量、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車量規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車量規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。但し、請負者の責による場合はこの限りではない。また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

② 運搬処理の管理について

建設発生木材のダンプトラック搬出は、適宜荷姿の写真を撮影し、管理資料として添付すること。

荷姿写真は荷台上で3断面計測を行い、1台当たりの搬出量を確認できるものとし、測定の結果から平均断面法により1台当たりの積載量を算出し、これにより全体搬出実績の集計表を作成し、搬出検収量としてマニフェストの写しと共に管理資料へ添付すること。

再生資材等の使用に関する特記仕様書

1. 請負者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

① 砕石・アスファルトコンクリート

資 材 名	規 格	使用箇所	備 考
再生クラッシャーラン	RCー		
再生コンクリート砂	RSー		
再生密粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 13 mm・20 mm		
再生粗粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20 mm		
再生改質アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20 mm		
再生アスファルト安定処理			

② 植生基盤材

②ー1 チップ吹付工法による場合

資 材 名	配 合（1 m ³ 当たり）				使用箇所
リサイクルチップ による植生基盤材					

②ー2 チップ吹付工法以外の植生基材吹付工法による場合

植生基材吹付工の植生基盤材については、原則として廃木材などの廃棄物を利用したリサイクル製品を使用すること。

2. 使用に当たっては、島根県公共工事共通仕様書、アスファルト舗装要綱及びプラント再生舗装技術指針等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。
3. 工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は別途協議する。
4. 再生アスファルト混合物のうち、アスファルト・コンクリート再生骨材の配合率は、10%～40%とし、配合設計書を提出し監督職員の確認を受けること。
5. 再生コンクリート砂は、細粒分（75 μm 以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。
6. 植生基材吹付工に使用する基盤材は、建設発生材のチップ化等による有機質系のもの、又は無機質＋有機質系のものとし、材料の混合は、生育基盤材、肥料、接合材、種子、水等を混合投入し、十分練り混ぜること。

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

作業内容及び解体方法	作業内容（※）	分別解体等の方法（※）
	コンクリートの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	アスファルトの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	木材の撤去処分 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	コンクリート	アスファルトコンクリート	木材
施設の名称			
所在地			
受入時間			
仮置き等			
受入条件		最大粒径 cm 程度	
備考			

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)
様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)
(郵便番号 -) 電話番号 - -
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定間接資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

- 1. 工事の名称
- 2. 工事の場所
- 3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日
- 4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円

様式

別添 道路工事等保安施設記録簿

様式－ 3 建設廃棄物処理計画書

道路工事等保安施設記録簿

路線名 位置								事業名 行為者								監督員食氏名 現場代理人					
確認事項	警戒標識			規制標識				指示票式					その他						確認欄	備考	
	道路工事中			通行止	車両通行止	片側通行止		この先 m	この先 m	この先 m	工事中		迂回路	バリケード	セフ ティ ー コ ー ン	チ ュー ブ ブ ラ イ ト	赤 （黄） 色 保 安 灯	回 転 灯		施設の設置状況に ついて確認者の氏 名を記入のこと	○印内数字は設置位置図 面対象番号 ○印外数字は設置数量
数量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
月日																					
																		</			

注 保安施設記録並びに配置図は、工事期間中は常に工事現場に備えて置かなければならない。
毎日の作業後は保安施設を確認すること。
備考欄は写真撮影等についても記載のこと

会社名：
作成年月日：平成 年 月 日

工事名		発注者		責任者	
工事場所		工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	請負者	

1. 工事概要

工事種別		工事概要等		施工条件 の内容		特別管理 廃棄物	有 無
------	--	-------	--	-------------	--	-------------	--------

2. 処理計画（1）・・・・・・発生と処理

建設廃棄物の種類		発生		現場内利用等		搬出量 (D)	搬出時期	(D) の処理法別内訳			処理形態
		発生量 (A)	発生工種	利用量 (B)	減量化量 (C)	(A)－(B)－(C)		再生利用量	中間処理量	最終処分量	の別
単品	コンクリート塊	t		t	t	t	年 月～ 年 月	t	t	t	自己・委託
	アスファルト・コンクリート塊	t		t	t	t		t	t	t	
	建設発生材	t		t	t	t		t	t	t	
	建設汚泥	t		t	t	t		t	t	t	
		t		t	t	t		t	t	t	
		t		t	t	t		t	t	t	
混合	安定型処分品目のみ	t		t	t	t		t	t	t	
	管理型処分品目混合	t		t	t	t		t	t	t	

3. 処理計画（2）・・・・・・処理形態が委託の場合に記入

建設廃棄物の種類		積替・保管 の有無	委託業務名及び処理場所									
			収集運搬 業者名	積替・保管施設		2次収集運 搬業者名	再生利用施設		中間処理施設		最終処分場	
				場所	業者名		場所	業者名	場所	業者名	場所	業者名
単品	コンクリート塊	有・無										
	アスファルト・コンクリート塊	有・無										
	建設発生材	有・無										
	建設汚泥	有・無										
		有・無										
		有・無										
混合	安定型処分品目のみ	有・無										
	管理型処分品目混合	有・無										

4. その他廃棄物に関する特記事項

(1) 現場内の分別・破砕に関する事項	(2) 現場内の減量化・再生化に関する事項	(3) 再生利用・中間処理に関する事項	(4) 周辺の環境保全に関する事項	(5) 近傍の処理施設等の状況

施 工 条 件 書

施 工 条 件 書

(その1)

明示項目	明示事項	制約条件等	備考
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事 ☐ あり ☒ なし	ア. 工種 () イ. 着工予定 ()	
	2. 他機関協議による工程条件 ☐ あり ☒ なし	ア. 工種 イ. 期間	
	3. その他 ()		
	4.		
2. 用地関係	1. 補償物件撤去までの着工制限 ☐ あり ☒ なし	ア. 着工期間 (年 月) イ. 区間 (No. ～)	
	2. その他 ()		
	3.		
3. 公害対策関係	1. 施工方法の制限 ☐ あり ☒ なし	ア. 騒音 イ. 振動 ウ. 水質 エ. 家屋等の調査方法 (範囲)	
	2. その他 ()		
	3.		
4. 安全対策関係	1. 交通安全施設関係の指定 ☐ あり ☒ なし	ア. 指定する内容 () イ. その他	
	2. 鉄道、ガス、電気、水道等の作業制限 ☐ あり ☒ なし	ア. 防護工指定あり イ. 作業時間制限あり	
	3. 発破作業制限 ☐ あり ☒ なし		
	4. その他 ()		
	5.		
5. 工事用道路関係	1. 一般道路（搬入路）の使用制限 ☐ あり ☒ なし	ア. 搬入路指定あり イ. 時間制限あり	
	2. 仮設道路の設置条件 ☐ あり ☒ なし	ア. 一般交通供用あり イ. 安全施設必要 ウ. 路面工（工種 ） エ. 工事完了後の処置	
	3. その他 ()		
	4.		

注：1）明示されている項目、事項は標準的なものであり、当該工事について明示すべき事項は「施工条件マニュアル」等を参考に必要に応じ追記すること。

2）明示事項□の該当箇所にレ印をして、制限条件等を記載すること。

3）本様式の施工条件は契約条件となる設計書の一部であるから、起工設計書及び土木工事仕様書に添付すること。

施 工 条 件 書

(その2)

明示項目	明示事項	制約条件等	備考
6. 仮設備関係	1. 仮設備の指定等 ☐ あり ☒ なし	ア. 指定及び施工方法工種 () イ. 設計条件 ()	
	2. その他 ()		
	3.		
7. 残土・産業廃棄物関係	1. 残土処分地の指定 ☐ あり ☒ なし	ア. 場所 () イ. 押土、整地必要	
	2. 産業廃棄物の処理条件 ☐ あり ☒ なし	ア. 場所 () イ. 処理法法制有り ()	
	3. その他 ()		
	4.		
8. 工事支障物件等	1. 占用支障物件 ☐ あり ☒ なし	ア. 電気 イ. 電話 ウ. 水道 エ. ガス オ. ()	
	2. その他 ()		
	3.		
9. 排水工 (汚水処理を含む)	1. 汚水、泥水 ☐ あり ☒ なし	ア. 方法 () イ. その他 ()	
	2. その他 ()		
	3.		
10. 薬液注入関係	1. 薬液注入 ☐ あり ☒ なし	ア. 工法 () イ. 施工範囲 () ウ. 注入材料及び注入量 ()	
	2. その他 ()		
	3.		
11. その他	1. 現場発生材	ア. 品名 () イ. 納入場所 ()	
	2. 支給品及び貸与品 ☐ あり ☒ なし	ア. 品名 () イ. 引渡し場所 ()	
	3. 技術管理上特に必要な資料 ☐ あり ☒ なし	ア. 資料名	
	4. 貴重動植物	ア. 種類	
	5. その他 ()		

- 注：1) 明示されている項目、事項は標準的なものであり、当該工事について明示すべき事項は「施工条件マニュアル」等を参考に必要に応じ追記すること。
- 2) 明示事項□の該当箇所に■印をして、制限条件等を記載すること。
- 3) 本様式の施工条件は契約条件となる設計書の一部であるから、起工設計書及び土木工事仕様書に添付すること。